

# EUにおける投資優遇税制の将来

海外調査部欧州課

本レポートは、ジェトロ欧州課が主催した「欧州税制研究会」の座長である、早稲田大学法学部教授の須網隆夫氏に、EU加盟国、特に英国、ベルギー、ルクセンブルクの投資優遇措置の行方と日系企業への影響について現地調査を依頼し、執筆頂いたものである。

## 1. 問題の所在

欧州連合（EU）では、税制度を決定し、課税を行う権限は、なお原則として加盟国がこれを保持している。そのため少なからぬ加盟国は、自国内に外国企業（EU域内・域外を問わず）を誘致することを目的として、さまざまな投資優遇税制を整備している。

税制が、企業立地の場所決定に少なからぬ影響を与えることは言うまでもない。例えば、最近オランダからデンマークへの投資が急増していることが報告されているが、その理由として、1999年の税法改正の結果、デンマークにおける持株会社設立が有利となり、オランダに存在していた持株会社をデンマークに移動させた企業が少なくなかったことが指摘されることは、その好例であろう。

昨年の本誌49号に掲載された諸論稿は、EUレベルで、加盟国の投資優遇税制に対して

どのような対応がなされているかを明らかにしている。残る問題は、それでは、各加盟国はそのようなEUの対応に、どのように応じようとしているかである。

筆者は、2001年12月に、イギリス・ベルギー・ルクセンブルクの3カ国を訪問する機会を与えられ、各加盟国の税制当局・欧州委員会・法律事務所・会計事務所・投資誘致機関・日系企業などにおいて、担当者とインタビューを行い、合わせて各種の資料を収集した。本報告は、この調査の結果に基づくものである。具体的な加盟国レベルの対応を把握することにより、今後のEUに進出しようとする企業、また既に進出している企業の意思決定に役立てば幸いである。なお、聞き取り調査に基づく記述については、調査の性格上不正確な部分があり得ることを予めご容赦頂きたい。しかし、加盟国レベルに見られる全体的な傾向は、本稿の記述により、相当程度

.....

明確になったものと思う。また、2002年3月号には、筆者の講演録が掲載されているので、あわせてご参照頂きたい。但し、タイトルの「課税国税法」は、「加盟国税法」の誤記である。ここにお詫びして訂正させて頂きたい。

## 2. 投資優遇税制に対するEUによる規制

投資優遇税制に対するEUの規制を本報告の冒頭に確認しておく。優遇税制に対する規制は、大別して、以下の2つの方向から行われている。

第一は、いわゆる「税制パッケージ」である<sup>(注1)</sup>。EUの蔵相理事会は、1997年12月に、税に係わる、加盟国間の有害な競争に対抗することを目的として、「税制パッケージ」の枠組みについて合意した。パッケージは、3つの要素から成り立っている。それらは(1)企業活動の場所決定に実質的な影響を与える優遇税制を対象とする「行動要綱(行動規範)(Code of Conduct)」、(2)貯蓄から生じる利子所得などに対する課税を扱う「利子課税指令」、(3)国境を越えて支払われる関連会社間の利子およびロイヤリティーへの源泉徴収税の廃止を目指す「ロイヤリティー指令」である。注意すべきことに、これら3つは一つのパッケージとして、一体のものとして扱われている。欧州理事会は、2002年末までに、これらの指令を実際に採択し、パッケージを実施するよう理事会に求めている。

最近の議論は、「利子課税指令」案に集中している傾向があるが、行動要綱に基づいて、域内の競争を歪める投資優遇税制を排除する

過程は、パッケージに関する合意の直後に開始されている。すなわち、要綱は、税制に関する有害な競争を排除することを目的とし、加盟国に有害な税制を新たに導入しないように約束させ、さらに既存の税制を再検討するよう求めている。そして行動要綱に基づき、要綱に照らして加盟国税制を検討するために、専門家によって構成される「検討部会(議長の名前をとって、「プリマロロ・グループ」と呼ばれる)」が設置された。検討部会は、理事会の下に設けられた作業グループであり、委員会もその活動を支援した。98年から翌年にかけて、検討部会は、加盟国が実施する、有害な優遇税制に該当する可能性のある約200の優遇税制について、有害な税制に該当するか否かを審査・検討した。同部会が、有害性の判断について考慮する基準は、(1)税に関する利益が、非居住者あるいは非居住者との取引にのみ適用されるか否か、(2)利益は国内市場から遮断されているか、(3)利益は現実の経済活動ないし実質的な経済的実体なしに認められるか、(4)多国籍企業グループ内での活動に関して利益を決定する基準が、国際的基準、特にOECDにおいて合意された原則から逸脱しているか否か、(5)租税措置が透明性を欠いているか否かであった。

そして検討部会は、検討の結果を、1999年11月に蔵相理事会に報告した。そこでは、加盟国の66の措置について、有害であるとの判断が示されている<sup>(注2)</sup>。この判断は、委員会によっても支持されている。しかし、一部加盟国の反対により、有害な租税措置は公式に

---

(注1) 須網隆夫「EUの税制調和化について一税制分野での構造改革(第2章)」『欧州におけるグローバル経済化と構造改革の課題に関する調査研究』(国際貿易投資研究所・2001年)19-20頁; Commission, Towards tax co-ordination in the European Union, A package to tackle harmful tax competition, COM(97) 495 final (1 October 1997)

(注2) European Taxation, September 2000, at 426-39; Report of the Code of Conduct group on business taxation as submitted to the ECOFIN Council on 29 November 1999, para.11.

は特定されておらず<sup>(注3)</sup>、2002年末までに合意することが予定されている。ところで行動要綱は、理事会によって決議として採択されているが、政治的な文書であり、法的拘束力を有するものではないことに注意を要する。その意味では、加盟国は、他の加盟国からの政治的批難を甘受すれば、要綱に従わずに、有害な税制を維持することも可能である。

第二は、「国家援助(State Aids)規制」(EC条約87条以下)である。国家援助規制とは、加盟国が、事業者に、個別的に与える補助金・税制上の優遇措置などの援助を規制するものであり、EU競争法の不可欠な一部を構成している<sup>(注4)</sup>。加盟国が国内企業に援助を与えることは、他加盟国企業との関連において、国内企業の競争上の地位を改善し、EU域内の競争を歪めるものである。そのため、国家援助は、原則として禁止され、例外的に認容される場合も、多くの場合は、個々に委員会に届け出て、その認可を得る必要がある。詳細は、本誌49号の論稿に譲るが、これまで国家援助規制を加盟国税制に対して適用した例は、ほとんどなかったと思われる。すなわち、国家援助規制は、特定企業に与えられる補助金・その他の優遇措置には適用されてきたが、より一般的な税制は、適用の理論的可能性は肯定されてはいても、実際には、その対象外であったと思われる。その意味では、委員会の政策について方向転換が行われたと言って良からう。このことを示すのが、1998年に出された「直接税に対する国家援助禁止規定の適用に関する告示」であり<sup>(注5)</sup>、行動要綱を前提に、租税優遇措置に対する委員会考え方を包括的に示している。このよう

な委員会の政策変更の背景には、1990年代に進んだEUをめぐる状況の変化がある。その一つは、域内市場の完成である。1990年代前半には、域内市場統合計画により、残存していた多くの非関税障壁が取り除かれた。そのため、それ以前は認識されなかった優遇税制の競争阻害効果がより強く認識されるようになったと思われる。加えて、経済通貨同盟への参加基準を達成するために、加盟国は財政赤字の減少を迫られ、税収を確保する必要性が強く認識されたことも影響している可能性もある。いずれにせよ、委員会は、優遇税制に対する国家援助規制の適用に積極的な態度を示し、2001年12月の時点では、加盟国の15の優遇措置に対して、調査が正式に開始されている。後述するように、今回の調査対象国の措置の中にも調査が開始されているものが少なくない。

国家援助規制については、行動要綱とは法的意味が異なることを理解する必要がある。両者の究極の目的は共通しているが、行動要綱が政治的な意味を持つに止まるのに対して、国家援助規制は明確な法的規制である。例えば、国家援助規制の場合には、加盟国の行為が違法と判断されると、違法な援助を受け取った企業は、国内法に従った利得を付して、受け取った援助を加盟国に返還しなければならない<sup>(注6)</sup>。このことが投資した企業に大きな影響を及ぼすことは言うまでもなく、その意味で国家援助規制の適用は、行動要綱よりも深刻に受け止められざるを得ない。そして、「税制パッケージ」を所管する委員会の「税制・関税総局」は、国家援助を含む競争政策を所管する

(注3) 森真成「国家補助禁止規定と有害な租税競争(EU)」ユーロトレンド49号(2001年)11頁

(注4) 須網隆夫「国家援助規制(第2章第2節)」長部重康・田中友義編著『統合ヨーロッパの焦点』(ジェトロ・1998年)47頁以下。

(注5) 森・前掲(注3)11頁。

(注6) 須網・前掲(注4)62頁。

.....

「競争総局」と緊密に連携しており、調査の開始には、税制・関税総局の意向が反映していると見られる。委員会としては、適用可能な場合は、国家援助規制を適用しながら、それが無理な場合には政治的圧力に頼るという使い分けをしながら、目的を達成しようとしているのであろう。

それでは、各加盟国の行動要綱・国家援助規制に対する対応を、調査対象国三国について概観しよう。

### 3. 各加盟国の有害税制への対応

#### (1) 英国の場合

##### 英国本土

英国の場合には、英国本土と海外領土とを区別して議論しなければならない。英国本土では、「産業振興地域 (Enterprise Zones)」・「北アイルランドの中小企業」・「映画産業」・「加速償却のための特別スキーム」などが、検討部会の検討対象に挙げられていた。しかし検討部会は、結論としてそれらには有害性を認めなかった。

例えば、「産業振興地域 (Enterprise Zones)」は、英国政府により10年の期限で指定される地域であり、その地域の産業活性化を目的に、商工業用建物に課される地方税の免除と商工業用建物に係わる支出を、初年度に100%減価償却が可能という恩典を進出企業に与えるものである。産業振興地域は、検討部会が、有害である可能性があるとして検討対象とした税制には含まれていた。しかし、検討部会の報告は、その有害性を認めなかった。そのため、現時点では、これを廃止ないし改正する動きは生じていない。

英国本土は、労使関係が柔軟であるなど、一般的な投資環境自体が優れているために、外国企業の誘致にそれほど苦勞していない。そのため、政府も投資優遇税制をそれほど重視していない印象がある。むしろ英国には、行動要綱によって、他の加盟国の優遇税制が

廃止される結果、英国の立場が相対的に有利になるとの意見もある。例えば、ベルギーのコーディネーションセンターが廃止されれば、英国本土に本社を置く企業は増加するであろうと認識されている。その意味では、行動要綱は、英国には利益をもたらすものである。

##### 海外領土

英国の優遇税制は、本土よりもジブラルタルおよび海外領土に顕著である。海外領土は、独自の立法権を有し、租制主権を保持している。そのため、本土の税法をそのまま採用している場合もあるが、他方独自の税制を整備していることもある。そして、これらの地域では、投資勧誘のために税制の果たす役割は大きく、ジブラルタルを始め、ジャージー諸島は、OECDにより国際通商を損なう「タックス・ヘブン」であると認定されている。これらの地域の優遇税制は、多くの金融会社によって利用されており、在英国の日本企業の中にもこれを利用しているものがある。特にジブラルタルには、「ジブラルタル1992年会社」を始め、保険会社の利用を想定したさまざまな優遇税制があり、EUにおける重要なオフ・ショアの金融センターとなっている。

そして、これらの優遇税制には、検討部会により、有害であると判断されたものが少なくない。例えば、検討部会は、ジブラルタルについて「ジブラルタル1992年会社」・「限定的なオフショア会社ルール (Qualifying (offshore) Companies and Captive Insurance)」・「課税免除オフショア会社ルール (Exempt (offshore) Companies and Captive Insurance)」の有害性を認定し、その他ヴァージン諸島・マン島・ジャージー諸島などについても、多くの税制が有害であると認定している。さらに委員会は、2001年7月に、ジブラルタルの「限定的なオフショア会社ルール」と「課税免除オフショア会社ルール」に対して、国家援助

規制違反を理由とする正式な調査手続の開始を決定した<sup>(注7)</sup>。前者は、2%から18%の弾力的な税率を適用するものであり、後者は、利益に対する課税を免除するものである。これらの調査に対して、英国政府は、少なくとも当面は、現行制度を維持する意向である。しかし、前述のように国家援助規制の適用に抵抗することは容易ではなく、他の加盟国の動向によっては、変更に応じるであろうと予測されている。但し、英国政府は、必ずしもその意思を海外領土に強制できない点に問題が残る。

以上のような事情により、行動要綱に対する英国の態度は、複雑なものとならざるを得ない。

## (2) ベルギーの場合

ベルギーは伝統的に外国資本の誘致に積極的であり、多様な優遇税制が整備されている。ベルギーの一般的な投資環境は、隣国のオランダと大差がなく、企業は、進出先の決定にあたって、両国の税制を比較する傾向にある。このため、ベルギーは、自国の税制を構想する際に、常にオランダの税制、特に優遇税制を意識せざるを得ない状況にある。

検討部会の報告により有害と認定された税制は、「コーディネーション・センター」、「ディストリビューション・センター」、「サービス・センター」など5つの措置であった。特に、「コーディネーション・センター」は、最も有名で、広く利用されている制度であり、多国籍企業がグループ企業の統括を目的とする本社機能をベルギーに置いた場合に、さまざまな税制上の恩典を与える制度である。優遇措置の内容としては、第一に、法人税の減

免がある。課税所得は、センターの利益をもとに算出されるのではなく、センターの運営経費から一定の経費を控除したものに、さらに一定のパーセンテージを掛けたものを課税所得とする「コスト・プラス方式」が採用されている。このことは、センターは、グループ企業に提供したサービスの対価として受取った所得に対する課税を実質的に回避できることを意味する<sup>(注8)</sup>。多国籍企業グループにとって、グループ企業の利益を圧縮できることによる減税効果とともに、センターに大きな資金を事実上無税で蓄積できるために、EU域内・域外を問わず、多くの多国籍企業がこの制度を利用して、ベルギーに統括会社を設け、雇用の創出にも大きく貢献してきたのである。しかるに委員会は、2001年7月に、センターが国家援助規制に違反することを理由に、違法状態を解消させるために適当な措置を取るようベルギー政府に提案し<sup>(注9)</sup>、さらに同年11月に正式調査を開始した。

しかしベルギー政府は、このような状況下においても、制度を可能な限り維持しようとしている。すなわち政府は、現行制度の適用を2005年まで継続することを明確にしている。センターの認可が2005年以前に期間満了する場合には、公式には何も表明されていないが、政府はさらに10年間の期限で延長を認めるだろうと観測されている。この場合には、行動要綱と矛盾することになるが、政府は、優遇税制から、有害な特徴を除去することだけを約束したものであり、制度自体の廃止を約束したわけではないと理解している。むしろ2002年中に「税制パッケージ」について合意が得られなければ(委員会は、合意が得られると考えている)、行動要綱は凍

(注7) 森・前掲(注3)13頁。

(注8) 須網隆夫「日本企業のEU域内への投資と税務 ベルギーの投資優遇税制を中心に」明治学院大学法学部立法研究会編『日本をめぐる国際租税環境』(信山社・1997年)52頁以下。

(注9) 森・前掲(注3)13頁。

結される可能性があるとしている。このよう  
に行動要綱自体には同意しながらも、政府は、  
現行制度の廃止を考えてはいないのである。  
ベルギーを多国籍企業グループの本社所在地  
として良好な環境に整備していく方針は、  
1950年代以降一貫した政府の方針であり、こ  
れが変化するとは考えにくい。たしかに行動  
要綱との関係では、このような対応は法的に  
は可能である。しかし、調査手続が開始され  
ている国家援助規制との関係ではどうだろう  
か。同規制は強制力を持つので、行動要綱の  
ように無視はできないはずである。しかしベ  
ルギー政府は、委員会の調査を争う姿勢を明  
確にしている。注意すべきことは、政府は、  
国家援助規制の適用を争う十分な理由がある  
と考えていることである。その理由とは、コ  
ーディネーション・センターについては、  
1980年代以降、委員会がその適法性を2度  
に渡って承認していることである。このため、  
他の加盟国の優遇税制とは事情が異なり、委  
員会の主張には弱点があるとベルギー政府は  
考えている。そのような事情を考慮すれば、  
仮にセンターが違法と判断されたとしても、  
その効果は将来に対して禁止できるだけで  
あり、企業が過去に受取った利益の返還を要  
求されるはずはないと政府は考えており、こ  
のことが、委員会に対して強硬な態度に出ら  
れる一因でもあろう。但し、政府は柔軟な対  
応も用意している。前述の昨年7月の委員  
会提案以降、新しい立法を策定するための作  
業グループが任命され、2002年には法案  
がまとまる予定であり、政府はこれを基に  
委員会と議論する用意がある。もし、委員  
会が新法案に納得すれば、それに沿った立  
法が2002年中になされるであろう。い  
ずれにせよ新法も現在と同等の利益を企  
業に与えるものとなる。

コーディネーション・センター以外の他の  
センターは、税負担についての予測可能性に

は資するが、それ自体により無税の資金を  
作り出すものではない。すなわち、「ディス  
トリビューション・センター」には、通常  
の法人税が課され、センターと他の会社と  
の間の移転価格は適正なものでなければ  
ならない。但し、センターの課税所得が  
営業費用の5%を下回らない限りは、グ  
ループ会社間の取引価格は適正と認めら  
れる。また、「サービス・センター」は、  
人件費以外の費用についてコスト・プ  
ラス方式を採用しているが、委員会は、  
コスト・プラス方式を採用する場合には、  
すべての費用を対象にしなければならない  
との立場を取っている。政府は、その部  
分だけを修正する予定である。もっとも、  
後述のように一般的な「タックス・ルー  
リング」の制度を導入した場合には、サー  
ビス・センター、ディストリビューシ  
ョン・センターの必要性はなくなり、  
ルーリング制度によって置き換えらる  
ことになる。

### (3) ルクセンブルクの場合

ルクセンブルクも、ベルギーと同様に、  
外国企業の誘致に熱心な国であり、行動  
要綱との関連で有害性が問題にされた措  
置の他にも、相当数の優遇税制が存在  
している。

前述の検討部会報告では、ルクセン  
ブルクに関しては、「コーディネーション  
・センター」・「1929年持株会社」・  
「ルクセンブルク金融会社」・「再保  
険に関する変動準備金」・「金融支  
店」が有害な措置であると認定されて  
いる。そして委員会は、2001年7  
月に、「コーディネーション・センタ  
ー」と「金融会社」の両者に対して、  
国家援助違反を理由に、正式に調査  
手続きの開始を決定した<sup>(注10)</sup>。

ルクセンブルク政府の対応は、対象  
とされた制度によって異なる。まず、  
ルクセンブルク政府は、「コーディ  
ネーションセンター」

(注10) 森・前掲(注3)13頁。

と「ルクセンブルク金融会社」については、調査開始以前に既に廃止している。そのため、調査開始の正当性が疑問視されている。前者は、多国籍に活動するルクセンブルク居住会社に、事案ごとにルーリングを与える制度であり、センターの課税利益は、コスト・プラス方式によって算定される。後者は、やはり多国籍企業グループの一員である金融会社に、事案ごとに特別な扱いを認める制度である。金融会社は、通常の税金を利益に課されるが、貸出し債権額の0.25%が認められる最低の利益であり、これはさらに0.125%に減額される余地もある。また、他国で徴収された源泉税は、利益から控除できる。

これに対して、他の制度については、必ずしも廃止が決定しているわけではない。すなわち、「金融支店」は、ルクセンブルク外の支店による活動が主であるルクセンブルク会社が、本店と海外支店間における利益の配分について税務当局から確認を得る制度である。租税条約を締結しているスイスとの関係で問題が生じ、単純に廃止を決定できない。また「持株会社」は、他の会社の株式取得と取得した株式の管理を目的とする持株会社を優遇する制度であり、行政実務として、特定形態の持株会社には特別の規則が適用される。特に金融持株会社に対しては、自己の現金資金（キャッシュフロー）を柔軟に運用することが認められており、関連会社への資金供給が可能である。そして、持株会社の税負担は少なく、払込資本金の1%の「資本寄付税（capital contribution tax）」と0.2%の「申込み税（subscription duty）」の支払いだけが求められ、法人税を含むその他の税は課されていない。持株会社は、ルクセンブルクにおける優遇税制の代表的なものであり、銀行部門で1400を越える会社がこれを利用しており、もしこの制度を維持することができなくなれば、特に銀行部門に対する影響は計り知れない。持株会社制度について、現時点では

廃止するか修正するか、政府の方針は決定していない。しかし、そのような深刻な影響を考慮すると、これが簡単に廃止されるとは思えず、他加盟国のコーディネーション・センターが廃止されない限り、部分的な修正は考えられるにせよ、制度自体は存続する可能性が大きいだろう。政府は、持株会社は、EC条約の締結以前から存在している制度であり、国家援助規制との関係でも正当化できると考えている。また仮に違法とされても、ベルギーのコーディネーション・センターの場合と同様に、これまでの利得の返還を求められることはなかろう。

なお、検討部会における検討・審査の対象となりながら、最終的には有害とは認定されなかった諸制度があるが、それらの措置については、政府は、当面は維持する意向である。

## 4．投資優遇税制の将来

以上のような加盟国レベルでの状況を踏まえると、EU内の投資優遇税制の将来は、どのようなものになるのであろうか。

### (1) 税に関する競争の継続

外国企業による投資は、加盟国各国の経済にとって、程度の差こそあれ、重要な位置を占めている。そして行動要綱は、企業の投資先の決定に影響を及ぼす有害な税制を排除することを求めているが、そのことは税に関する公正な競争まで全面的に排除することを意味していない。そのため各国は、他の加盟国との関係において、企業にとって自国の税環境をより魅力的なものとするように、引き続き税制についての競争を継続すると考えられる。

そして実際にも、各国は、現在も企業に対する税環境の整備に熱心である。例えば、英国では、2000年に英国版連結納税制度である「グループ・リリーフ」の適用対象企業が拡大され、外国企業にとって、より利用しやす

.....

いものとなった。また、地域レベルでも、各地域は、投資に対するインセンティブを競い合っている。日本からの対英直接投資は増加傾向にあるが、例えば、イングランド中部のヨークシャー・ハンバー地域には、現在、製造拠点と販社・流通拠点を合わせて、43社の日系企業が進出している。そして、同地域内には、「産業振興地域」などさまざまな援助地域が指定されており、EUでも最高レベルの財政面での支援が可能と紹介されている。同地域内に指定された産業振興地域は、1995年に指定されているので2005年まで利用可能である。さらに援助地域に指定された地域では、「地域別選別援助補助金」が利用可能であり、適格と認められたプロジェクトには、当初3年間の事業計画における投下資本と雇用創出数に基づいて算定される補助金が支払われる。ちなみに同補助金は、検討部会の検討対象とはなっていない。ヨークシャー・ハンバー地域は、産業インフラとしては、他地域と大きな差はなく、投資先として特色を出すことが容易ではなかった。そこで大きな役割を果たしたのが、これらの投資優遇税制であり、地域別選別援助による最高レベルの補助金が受けられる「Tier1」の地域では、資本支出額50万ポンドを超える適格投資プロジェクトに対して、さまざまな措置を利用することより<sup>(注11)</sup>、投資額の概ね15ないし30%の補助金を得ることが可能と説明されているのである。

## (2) 有害税制の将来

各国の優遇税制が、将来、全面的に廃止されるわけではないことは明らかである。それでは、検討部会により、有害と認定された優遇税制については、どうであろうか。それらの将来も、必ずしも明確ではない。

有害税制の改革は、主として政治的手段に

より進められるため、時間がかかる。しかし委員会、行動要綱に法的拘束力がないことを前提にしながらも、EU内において有害税制の廃止が、部分的にせよ前進すれば、現在廃止に反対している加盟国も、その立場を維持し続けることは困難だろうと比較的楽観している。すなわち、域内で相当数の加盟国においてある程度前進があると、他の加盟国もそれに追随するのは、EUではよく見られるプロセスであり、行動要綱は、政治的合意ではあるが、全ての加盟国が政治的にせよ約束したことの意義を過小評価すべきではないと考えているのである。行動要綱は、立法ではないが、その採択のためには多くの時間と労力が既に投下されており、その意味は小さくないというのである。OECDでも同様の議論が平行して進んでいることも、このような見方を補強する。有害税制のうち多くの措置が、国家援助の対象となることも考慮すべき要素であろう。

しかし他方では、多くの加盟国は有害税制の改革に消極的であり、行動要綱に基づく改革は、実際には進展しないだろうとの観測がある。前述したベルギー・ルクセンブルクの対応を見る限り、たしかに加盟国は、有害性の認定にも係わらず、自国経済にとって重要な優遇税制については、可能な限り維持しようとしており、そのために妥協の道を模索することになるであろう。繰り返しになるが、行動要綱は、優遇税制それ自体の廃止を目的としているわけではなく、競争に対する有害性を除去することを目的としている。その意味では、加盟国が、有害性を除去するために、制度を部分的に修正し、制度自体は存続させようとするのは、当然予測される対応と言う事ができよう。

---

(注11) 例えば、1雇用あたり約5000ポンドの補助金が支給される。



## 5 . 企業に係わる税制の将来

もっとも、行動要綱が合意された結果、優遇税制の利用が、従来と比べて不自由になったことは間違いない。このため加盟国は、優遇税制とともに、行動要綱の対象外の措置によって、外国投資を勧誘しようとする。それが、企業税制一般の改革である。企業に対して、一般的に適用される税制は、行動要綱の対象ではない。このため幾つかの加盟国は、一般的な税制自体を企業にとって有利な方向に改正し、他の加盟国よりも好ましい税環境を整備して、企業を誘致しようとしている。

その第一は、法人税率の引き下げである。優遇税制とともに、投資先の決定にあたって、法人税率が重要な要素となることは、容易に推測できるところであり、今回の日系企業への調査結果もそれを裏付けていた。最近の加盟国の法人税率を比較すると、30%台に設定している国が多い。すなわち、ベルギーの法人税率は、基本的に39%（但し、所得により過重され、軽減税率がある）であり、フランスは33.33%、デンマークは30%、フィンランド28%、オーストリア34%、ギリシャ37.5%、オランダ35%、ポルトガル32%、スペイン30%（他に地方商工会議所付加税1.5%）、イタリア36%、ルクセンブルク30%（この他、始業保険掛け金1%、地方事業税9.09%で、総合実効税率39.09%）などである（2001年8月現在）。これに対して、アイルランドは、現在20%の税率を2002年度に16%、2003年度に12.5%と段階的に引き下げる予定である。その結果、同国の法人税率は、他の加盟国よりも著しく有利となる<sup>(注12)</sup>。またルクセンブルクも、法人税率を引き下げる予定

であり、2001年末に法案が採択された。これによると、2001年度に30%であった税率は、2002年度は22%に引き下げられ、法人税以外の住民税・事業税などの企業の負う税負担も、やはり引き下げの方向にある。そして、委員会は、税率については、原則として加盟国の権限であると考えている。このような委員会の立場には批判もある。1992年に税制改革を提言した「ルディング委員会」のメンバーであったカトリックルーヴァン大学（ベルギー）のVanistendael教授は、競争に対する効果の点では同じであるから、加盟国の定める税率の引き下げ競争に制限が無いのはおかしいと委員会の対応を批判している。もっとも委員会も税率についてまったく無関心であるわけではなく、アイルランドのような著しく低い法人税率については、行動要綱の観点から検討している。著しく低い税率を公正と捉えるか、不公正と捉えるかについては、加盟国間においても議論が分かれており、委員会は、公正なレベルがどこまでかを研究しているが、なお結論は出ていない<sup>(注13)</sup>。

第二に、税負担の大きさとともに重要であるのが、税の予測可能性であり、その意味では、税務当局が自らの判断を事前に示す「タックス・ルーリング」が大きな役割を果たす。例えば、オランダにおいて「タックス・ルーリング」が広く行われていることは有名であるが、ルクセンブルクでも、税法の適用・解釈を予め確認するためにルーリングが頻繁に活用されており、企業に高く評価されている。このため、ベルギーも、税環境整備の一環として、一般的な「タックス・ルーリング」の制度を導入することを検討している。ベルギー政府も、ルーリングは、納税者の法的

(注12) 村井正「域内税制調和への取り組み（EU）- 共通化・調整（協調）・競争」ユーロトレンド49号（2001年）5頁。

(注13) なお、委員会の企業税制に対する最近の考え方を示すものとしては、Commission, Towards an Internal Market without tax obstacles, A strategy for providing companies with a consolidated corporate tax base for their EU-wide activities, COM (2001) 582 final (23 October 2001) がある。

.....

な保障にとって重要であると考えているのである。

## 6 . 最後に

### (1) 優遇税制の限界

優遇税制は、投資場所の決定にあたって無視できない要素ではあるが、なお多くの要素の一つであることを理解すべきであり、その意味では、有害税制の影響・効果を過度に重視することには疑問がある。例えば、労働力の質、資金調達に影響する金融インフラ、言語、一般的な法制度、市場に関する情報入手の容易さなど、産業ごとに、さまざまな要因を総合的に考慮することによって、投資先が決定される。特に、日本企業の場合には、労使関係の良好さを重視する傾向がある。

しかし、これらのインフラが同じである場合には、税制上の差は、決定的な要素となりがねない。実際にも、投資優遇税制は、投資先について一定の絞込みがなされた後に、考慮される傾向がある。また、投資プロジェクトに必要な資金が若干不足するというような状況の場合にも、優遇税制は効果的である。このように優遇税制の効果が場面により異なることは、その有害性を判断する際にも考慮されるべきであろう。

なお、優遇税制の効果を判断するには、その税制の安定性についても考慮すべきである。頻繁に法改正が行われる場合は、現時点での利益が将来も得られるとは限らないからである。

### (2) 日本企業と優遇税制

欧米企業に比して、日本企業は、一般に優遇税制に対する感受性が低いように思われる。そのような印象は、特に複雑な構造を持った税制について妥当する。例えば、欧米の多国籍企業は、ベルギーのコーディネーション・センターを活発に利用してきた。しかし日本企業は、これをあまり利用せず、むしろ制度の使いにくさを指摘することが少なくなかった。しかし、今回の調査では、欧州に広く子会社を展開している日本企業の中に、センターを極めてうまく利用しているものがあることが判明した。そこでは、オランダの金融会社を利用して資金を調達し、その資金をコーディネーション・センターを介して、各子会社に供給していた。その企業に特徴的なことは、制度の利用が、現地人スタッフのイニシアチブの下に行われていることである。このことは、センターの不人気の原因が、制度自体にではなく、その制度を理解し、活用するスタッフの側にあった可能性を示唆している。日本国内では、精緻な優遇税制はほとんど存在しない。そのために、日本国内ではその種の税制の利用に不可欠なノウハウが十分に蓄積されにくく、日本人スタッフだけでは、制度に十分対応できないのではないかと懸念されるのである。

なお、未筆ながら、本調査に多大のご協力を頂いた、ジェトロ・ロンドン事務所、同ブリュッセル事務所の方々に、この場を借りて、厚く御礼申し上げる次第である。